

平成28年 9月29日

第22期

第24回 農業委員会総会

議 事 録

苫小牧市農業委員会

平成28年 9月29日午後2時、第24回苫小牧市農業委員会総会を市役所本庁舎2階21会議室において招集したが、出席した委員及び議事の内容は次のとおり。

委 員	今 泉 宏 治
	及 川 末 男
	野 村 真理子
	工 藤 良 一
	黒 坂 章
	矢 農 誠
	山 内 幸 子
	佐久間 貴 子
	山 本 まり子
	丹 羽 秀 則

事務局	林 崎 局 長
	赤 松 主 査
	野 村 事務員
	阿 部 事務員

産業経済部	望 月 次 長
農業水産課	遠 藤 主 査

林崎局長

定刻となりましたので、ただいまから第24回苫小牧市農業委員会総会を開会いたします。本日は亀谷委員・五十嵐委員・谷口委員から所用のため欠席されるとの届出がありました。従いまして、本日の出席人数は10名で、在任いたします委員13名の過半数に達しておりますので、農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

< 会長 挨拶 >

会長には引き続き農業委員会会議規則第4条の規定により会議の議長をお願いいたします。

会 長

それでは、農業委員会会議規則第13条の規定による議事録の署名委員さんを指名させていただきます。7番黒坂委員さん、8番矢農委員さん、よろしくをお願いいたします。

これより、議案審議に入ります。

報告第1号「現況証明願いの専決処分について」について事務局より説明してください。

赤松主査

報告第1号「現況証明願いの専決処分について」

～議案書を朗読し内容を説明。

会 長

ただいまの報告第1号について、ご意見、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、報告第1号については原案のとおりとすることとしてよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、報告第1号については、原案のとおり、承認いたしました。

次に、議案第1号「現況証明願いの下附について」事務局より説明してください。

赤松主査

議案第1号「現況証明願いの下附について」

～議案書を朗読し内容を説明。

会 長

ただいまの事務局の説明に関連して、現地調査委員の黒坂委員からご報告をお願いします。

黒坂委員

8月17日、私のほか4名の調査委員で現地を調査しましたが、願い出のあった土地は「農地、採草放牧地」以外であると判断しました。

会 長

ただいまの議案第1号について、ご意見、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第1号については原案のとおりとすることとしてよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第1号については、原案のとおり、可決いたしました。

次に、議案第2号「農業委員及び農地利用最適化推進委員の選出方法について」事務局より説明してください。

赤松主査 議案第2号「農業委員及び農地利用最適化推進委員の選出方法について」～議案書を朗読し内容を説明。

林崎局長 先月もご審議していただいたんですけれども、そののち事務局のほうで北海道農業会議のほうにさらに情報をとらせていただきまして、その内容を9月14日樽前・錦岡地区の委員さんの方へ、15日に植苗・美沢地区の委員さんにご説明させていただいたんですけれども、その事をベースに規則を作らせていただいております。

議案資料の7ページから12ページまでが農業委員会に係る部分になりますので、市長から求められている部分になります。

13ページから18ページまでが、推進委員のほうの規則となっておりますので、この部分については農業委員会として推進委員さんのほうへ委嘱するものですから、農業委員会のほうで扱うことになりますが、市長部局のほうには合わせた形で、このような案で考えておりますという事でご承認いただきましたら、伝えさせていただきたいと思ひまして、合わせてこちらのほうに添付させていただいております。

概略で言いますと、先月ご説明にあがった時と内容は変わっていない状態になってはいますが、もし何かございましたら、ご審議の程お願いしたいと思います。

会 長 この間話に出たのは、評価委員会の事で、その部分の説明をお願いします。

林崎局長 19ページのほうに、一般公募の色々な方の推薦をいただいた時に、人数がオーバーした、定員より増えた募集があった時に、評価委員会というのを設置しまして、そこで色々評価をいただきまして、どの方がよろしいかというような会議をするんですけれども、先月植苗・美沢地区にご説明にあがった時に会長のほうから「農業委員会の会長をやっていて、農業委

員を評価するとまわりからいささか変に思われないか」というようなご意見をいただいたんですけれども、他市町村はこのような形をとっているところが多いですが、もし委員さんの中で委員会の委員さんを選ぶにあたって会長、職務代理がいらしたらまずいのではないのかですとか、農業的部分を判断していただく方を評価するものですから、農業委員会の会長と職務代理等で農業者、農業委員として相応しいかどうかを判断しやすいのではないかなど、両方の意見があるかと思います。

差し当たり、もしこの部分で意見がございましたら遠慮なく出していただければと思います。

会 長

私のほうで話を出したんですが、結局現職の時にやるんだよね。

林崎局長

はい。

会 長

現職の会長の中でやるのが、正直なところいずいんだよね。

道内もこのような内容で進めているのかい。

林崎局長

そうですね。

農業委員会の会長さんや委員会の活動、農業者のことがわかるなど入れているところが多いのと、全国的に言いますと、今いらっしゃる農業委員さんが評価委員になりまして、新しい農業委員さんを見極めるという市町村もあります。

会 長

会長だけではなく市長もいるのかい。

林崎局長

いえ、いません。

会 長

現職からはずれている時ならまた別なんですけれどもね。

野村委員

やはり中の様子を見て一番分かるのが会長なり職務代理だと思うので、その中で判断していただいて、一般公募で出てきた中でもやりたいと言われても、それに値しないのではないのかと判断できるのも、全体を見たら会長と職務代理だと思いますので、やはり入っていただいて、二人しかいないわけでもなく、他にも判断する方がいるので、そのような形をとった方がいいのではないかと私は思います。

林崎局長

今回これを出して、ここで全て決定というようなことではないので、ここでご承認いただきまして、予定としましては、会長が市長のところは何いまして、農業委員会としてはこのような意向を持っているので、これに基づいて、条例や規則を作っていただきたいという部分をとりさせていただく事が一つと、議会から推薦で3名の方がいらっしゃるものですから、議長と副議長に、議会推薦していただいている現状なんですけれども、法改正になりまして、その部分が来年の更新の時からなくなりますと

いうご報告をこの後させていただいたりしながら、これをベースにしなが
ら市長部局のほうで整理しながら、整えて出来次第またご連絡するという
ような流れになると思います。

こちらの部分で若干変わる事があれば、またご連絡いたしますし、この
状態でいいのではないかなければ、またその部分も含めてご報告させてい
ただきます。

会 長
林崎局長

今後の予定ではいつの議会にあがりますか。

これより前に定数をご報告いただいている部分もありますので、その定
数を改正する条例が12月の議会に上程する予定です。

今回こちらをご承認していただいて、市長部局にお渡しして、市のほう
では法務文書課という規約などを専門に作る部署がありますので、そこで
全国的な部分を見ていただいて、整備して定数条例と一緒に上げる、上げ
ないを含めて一度考えていただけたらと思います。

それも合わせて、先程お話をさせていただいた議会の議長さん、副議長
さんの事務局のほうへ行って、その内容を説明させていただいて、今のよう
なお話をさせていただいて、議会事務局の連絡調整と議員さんの連絡調整
をさせていただきながら、12月なり2月なりということ調整され、決
定されていくと思います。

会 長
林崎局長
会 長

農業委員の定数も合わせて、これもやる可能性もあるということですか。
はい。そうですね。

一般公示をするのは、規約や定数も市の掲示板に皆さんが見えるように
するのですか。

林崎局長

規則で皆さん見えるようになると思います。

会 長

市の掲示板に載せるのですか。

林崎局長

規則は載らないですね。条例の部分だけです。

会 長

条例というと、農業委員の定数ですか。それは表の見えるところに掲示
するのですか。

それは議会かける前にですか。議会終わってからですか。

林崎局長

議会終わってからです。

会 長

議会終わってからということですね。

掲示するということはただ知らしめるだけで、もう決まってしまうとい
ますよね。

矢農委員

このように決まりましたということですか。

決まったという事で、異議申し立てはできないという事ですね。

林崎局長
会 長
林崎局長
会 長
林崎局長
会 長
林崎局長
会 長
赤松主査
会 長
野村委員
会 長
赤松主査
会 長

はい。
議会在終わってから一般に公示されるみたいです。
規則は公示されないですか。
はい。規則は載らないです。
大体1 2月か…これが遅くなると、どうなるのですか。
これが遅くなりますと、2月から3月に次の農業委員会の募集をかけなければ間に合わなくなります。
1 2月まで決めなければならないね。
はい。
ただいまの議案第2号について、ご意見、ご質問はございませんか。
(各委員から「ありません」との声あり)
特に無いようですので、質疑を終了してよろしいですか。
(各委員から「はい」との声あり)
それでは、議案第2号については原案のとおりとすることとしてよろしいですか。
(各委員から「はい」との声あり)
それでは、議案第2号については、原案のとおり、可決いたしました。
次に、議案第3号「苫小牧市農業委員会農地パトロール(利用状況調査)実施要領の一部改正について」事務局より説明してください。
議案第3号「苫小牧市農業委員会農地パトロール(利用状況調査)実施要領の一部改正について」
～議案書を朗読し内容を説明。
ただいまの議案第3号について、ご意見、ご質問はございませんか。
今ご説明いただきましたが、うまく理解が出来ないので、例題的に説明していただけますか。
特定処分対象農地についてですね。
ただいまもご説明しましたが、後継者に貸し付けて経営移譲した農地につきまして、全部又は一部が返還された場合につきまして、原則として経営移譲年金に関わることなんですけれども、こちらが支給停止になるということになります。
その辺のところは年金との絡みで、このような条項が追加になりました。
経営移譲年金が支給停止となった代わりに、特例支給の老齢年金が支給されるということになります。
今回のパトロールの調査用紙に使用貸借と書いてあり、親から無償でと

いう使用貸借が多いんですよね。

今まではパトロールの調査用紙には書いてなかったんですよね。

今回の調査用紙の中に使用貸借や賃貸借などがあり、それを見ながら見てまわりました。

前とは違うなと思っていましたが、今回このところを確認するという意味ではないのかなと思ってました。

林崎局長

はい。

具体的な部分で言いますと、息子さんに経営移譲しまして、農地等を全部貸して、ご本人は経営移譲年金を受けているものですから、経営移譲年金を受けているということは、農地を持って経営しますと、年金の支給要件に当たりませんよというような部分です。

それをやったら駄目ですよということではなく、それをやってしまうと、年金のほう止まりますし、そのまま息子さんに貸していると年金のほうは受けていられますよという部分の確認といたしますか調査に当たる報告が増えたこととなります。

野村委員会 長

わかりました。

その他にご意見、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第3号については原案のとおりとすることとしてよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第3号については、原案のとおり、可決いたしました。次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より説明してください。

赤松主査

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」

～議案書を朗読し内容を説明。

会 長

ただいまの議案第4号について、ご意見、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第4号については原案のとおりとすることとしてよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第4号については、原案のとおり、可決いたしました。
次に、その他(1)「管内農業視察研修について」事務局より説明してください。

赤松主査

その他(1)「管内農業視察研修について」

～資料No.1 農業委員会管内農業視察研修日程を朗読し内容を説明。

～出欠の確認。

会 長

この中で特に3番目の千歳市の駒里地区は、私が今日聞いているのは千歳川放水路計画があったと記憶しておりまして、樽前の地区の方も色々と地域振興等を考えていらっしゃると思ひまして、如何せん定住するためには今のままでは住めるところが新たに入れる人は限られているんですよ。

農業者として入るためにはこのような仕組みもあるんじゃないかなと思ひ、私のほうで提案させていただきました。

私も行きたいなと思ひまして、何回か周辺は通って見ているんですけども、一般の方が退職して、リタイヤした人はまだまだ元気ですから、農業に少しでも関心をもっている人が、このような方法で出来るということや、樽前地区にも参考になればと思ひましてお話ししました。

ただいまのその他(1)について、何かご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですのでその他(1)を終了します。

次に、その他(2)「平成28年度公務災害補償制度への加入申込みについて」事務局説明をお願いします。

赤松主査

その他(2)「平成28年度公務災害補償制度への加入申込みについて」

～資料No.2 資料を朗読し内容を説明。

会 長

ただいまのその他(2)について、何かご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、その他(2)を終了します。

次に、その他(3)「第25回農業委員会総会の開催について」事務局より説明をお願いします。

赤松主査

その他(3)「第25回農業委員会総会の開催について」

～開催予定日を報告

会 長

～10月25日(火)午後2時開催を決定。

会 長

ただいまのその他(3)について、ご意見、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、その他(3)を終了します。

その他、事務局から何かございませんか。

無いということですが、委員さんの方からは何かございますか。

(各委員から「ありません」との声あり)

無いようですので総会を閉じてよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは第24回農業委員会総会を閉じさせていただきます。大変有難うございました。

(午後2時40分閉会)

以上、会議の顛末を記録し、後日に証するためここに署名捺印する。

議 長 印

委 員 印

委 員 印